

第 7 期静岡県障害福祉計画及び第 3 期静岡県障害児福祉計画の策定

(障害者支援局障害者政策課)

1 要旨

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉計画・障害児福祉計画について、令和 5 年度に計画最終年度を迎えるため、令和 5 年度中に第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画（計画期間令和 6～8 年度）を策定する。

2 計画の位置付け、内容等

(1) 計画の位置付け

国の「基本指針」に基づき、県の広域的な見地から障害福祉サービス等の提供体制の確保を目的として策定する。

＜障害者計画＞ 県における障害者施策の方向性を定める計画

＜障害(児)福祉計画＞ 方向性に沿った施策目標を実現するための実施計画

区 分	ふじのくに障害者しあわせプラン	
	障害者計画(現行:第 5 次(R4～R7))	障害福祉計画 (現行:第 6 期(R3～R5)) 障害児福祉計画(現行:第 2 期(R3～R5))
根拠法令	障害者基本法 (第 11 条第 2 項)	障害者総合支援法 (第 89 条第 1 項) 児童福祉法 (第 33 条の 22 第 1 項)
策定内容	<ul style="list-style-type: none"> 基本理念及び基本目標の設定 基本目標に対する県の取組策定 	<ul style="list-style-type: none"> 成果目標 (サービス提供体制確保のための目標) の設定 活動指標 (サービス毎の必要見込量) の設定

・基本的には市町計画の数値の積み上げが圏域計画及び県計画の数値となる。

	4～6 月	7～9 月	10～12 月	1 月～3 月
市町計画作成	市町担当者 説明会(6/14)		中間報告 市町ヒア	
圏域計画作成				
県計画作成		施策推進 協議会①	施策推進 協議会②	施策推進 協議会③
	基本指針告示 (国) (5/19)			
				パブリックコメント

(2) 計画の内容 (国基本指針)

	成果指標	活動指標
①施設入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上 ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・各年度の障害福祉サービス等の利用者数及びサービス見込量
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上 ・精神病床における1年以上入院患者数等 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数 ・精神障害者の地域移行支援の利用者数 等
③地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村における地域生活支援拠点等の整備 ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し支援体制を整備【新規】 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数 ・地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数
④福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】 ・地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】等 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数 ・障害者に対する職業訓練の受講者数 等
⑤障害児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】 ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援の利用児童数、利用日数 ・医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 等
⑥相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善【新設】 等
⑦障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数 ・相談支援専門員研修等の修了者数の見込み【新設】 等